

暮らしを変える、あなただけの一枚を マイナンバーカードの申請はお早めに

平成27(2015)年10月にマイナンバー制度が導入されてから7年になります。皆さんはもうマイナンバーカードを作りましたか。現在伊勢原市民の約55%が申請済みです(令和4年7月31日現在)。

まだ作っていない人の中には「何が便利なのだろう」「取得して本当に大丈夫だろうか」といった不安を感じている人もいるかもしれません。マイナンバーカードの疑問にお答えします。

マイナンバー(個人番号)とは

赤ちゃんからお年寄り、外国人に至るまで日本に住民票がある全ての人に指定された12桁の番号です。番号はランダムに決められているため、たとえ家族であっても番号は連続していません。住んでいる地域や性別も番号には関係ありません。

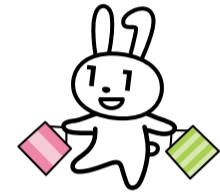
社会保障や税、災害対策分野のうち、法律や条例で定められた事務手続で使用されています。これにより、個人の特定を確実・迅速に行うことが可能になり、行政機関の間で情報連携することで必要な添付書類が減り、事務処理がスムーズになるほか、必要な人が必要な行政の支援を受けることができます。

マイナンバーカードとは

住所や氏名、生年月日、性別などが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードです。表面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。ICチップを利用してオンライン上で安全・確実に本人であることが証明できるため、デジタル社会に必要なツールとなっています。また、裏面にはマイナンバー(12桁の番号)が記載されており、法律や条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できます。有効期限は18歳以上の人は発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の人は発行から5回目の誕生日までです。



マイナンバーカードのメリットを紹介します



利用・活用範囲は広がっています。新しい暮らしを実現できる場面を紹介します。

書類としての高い信頼度

運転免許証などと同様、公的な本人確認書類として使うことができます。マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ一枚で済みます。金融機関における口座開設やパスポートの新規発給など、さまざまな場面で利用できます。



コンビニエンスストアで証明書を取得可能

全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機設置店舗において、午前6時30分～午後11時まで住民票の写しや印鑑登録証明書、市県民税課税所得証明書(最新年度のみ)が取得できます。



新型コロナワクチン接種証明書

マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンで、日本国内用と海外用の新型コロナワクチン接種証明書を取得できます◇証明書はアプリを起動すればいつでも表示できます。詳しくは市ホームページ「新型コロナウィルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」または右のQRコードからご覧ください



市ホームページ

健康保険証として利用可能

対応している医療機関では健康保険証として利用することができます◇勤務先が変わってもカードを提示すれば保険資格を確認できます。本人が同意すれば特定健診などの情報や処方された薬の情報を医師などと共有でき、適切な医療を受けることができます



ますます活用範囲が広がっていきます

◆引越し(転入・転出)ワンストップサービスの開始(令和5年2月予定)◆運転免許証との一体化(令和6年度予定)など順次利用範囲が拡大される予定

マイナンバーカードを無くしたらどうしよう

→すぐにコールセンターに連絡してください

無くした場合は、コールセンター(☎0120-95-0178)でカードの一時利用停止を受け付けています(24時間365日体制)◇ICチップに記録されるのは、住所や氏名といった情報であり、税金や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。なお、ICチップを使う時は暗証番号が必要になり、一定回数間違えると機能がロックされます。また、不正にデータを読み込もうとするとICチップが自動で壊れる仕組みになっています

あなたの不安を解消します

教えて、マイナンバーカードの疑問点

「個人情報が入っているのでは」「情報漏洩のリスクがあるのでは」と感じて、申請を迷っているという人も多いのではないのでしょうか。そんな不安が解消すればマイナンバーカードを取得するハードルが下がるはず。よくある質問にお答えします。

公金受取口座を登録すると、預金残高が国に知られたり、税金が勝手に引き落とされたりするのは

→預金残高などが知られることはありません

公金受取口座は、給付金などの支給のために使用するもので、預金残高が知られたり、税金が勝手に引き落とされたりすることは決してありません。

マイナンバーを他人に見られたら悪用されるのでは

→見られても悪用されません

マイナンバーを使う手続きでは、カード表面の顔写真による本人確認が必要となるため、他人が手続きをすることはできません。また、マイナンバーの利用範囲や収集・保管などは法令で厳しく制限されており、マイナンバーを知られても個人情報を調べることはできません。

預貯金額や医療などの情報を国から監視されてしまうのでは

→アクセスの制限があるため心配はありません

個人情報を1カ所に集めて管理する仕組みではありません。手続きを受け付ける行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限りアクセスすることが許されています。

